

浜松市舞阪駐車場条例の運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市舞阪駐車場条例（平成17年年浜松市条例第239号。以下「条例」という。）及び浜松市舞阪駐車場条例施行規則（平成17年浜松市規則第235号。以下「規則」という。）を適正かつ円滑に執行することを目的とする。

(駐車料金の減免)

第2条 条例第7条に規定する「特別の理由があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため使用する場合 免除
- (2) その他特別な事由により市長が認める場合 免除

2 前項各号について、減免を申請する者は、利用する7日前までに市長へ減免申請書（様式1）を提出しなければならない。

(駐車料金の減免承認)

第3条 市長は前条第2項の規定に基づく申請があった場合においては、その内容を審査し申請受付後7日以内に決定し、減免承認・不承認通知書（様式2）をもって通知するものとする。

(利用の制限)

第4条 条例第9条第3号に規定する駐車場の管理に支障があると認めるときとは、政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき、その他駐車場の管理に支障があると市長が認めるときとする。

(詐欺その他不正の行為)

第5条 条例第14条に規定する「詐欺その他不正の行為」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 浜松市が発行した浜松市渚園駐車場、浜松市弁天島海浜公園駐車場、舞阪表浜駐車場共通の回数駐車券を不正に使用した行為
- (2) その他特別な理由なく駐車料金を免れた行為

2 条例第14条の規定による過料の額は、次のとおりとする。

区分	初犯	再犯	再々犯以上
軽微	徴収を免れた金額の3倍の額	徴収を免れた金額の4倍の額	徴収を免れた金額の5倍の額
重大	徴収を免れた金額の4倍の額	徴収を免れた金額の5倍の額	徴収を免れた金額の5倍の額

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長 様

住 所：

名 称：

代表者：

減免申請書

浜松市舞阪駐車場条例第7条の規定により、下記の件について減免の申請をいたします。

記

利用駐車場名	浜松市渚園駐車場 浜松市弁天島海浜公園駐車場 浜松市舞阪表浜駐車場	
利用日時		
利用台数		
実施事業	事業名	
	主催	
	事業内容	
	会場	
減免内容		
減免理由		
連絡先	担当者	
	電話番号	

第2号様式(第3条関係)

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長名

減免承認通知書

年 月 日付け申請のあった浜松市舞阪駐車場条例第7条の規定による駐車料金の減免につきましては、下記のとおり承認する。

記

利用駐車場名		
利用日時		
利用台数		
実施事業	事業名	
	主催	
	事業内容	
	会場	
減免の内容		
不承認の理由 不承認の時のみ記入		
担当者	氏名	
	連絡先	